

こうふエコ通勤デー参加協力事業所認定制度実施要綱

企第3号

(趣旨)

第1 自家用車の普及等により、私たちの生活はより便利になったものの、公共交通機関の利用者の減少や地球温暖化などの環境問題、さらには通勤・通学時を中心として慢性的な交通渋滞を引き起こすなど、さまざまな問題の一因ともなっている。このため、次に掲げる事項を目的に、環境への負担の低い通勤方法への転換を推進するために実施する「こうふエコ通勤デー参加協力事業所認定制度」について、必要な事項を定め、こうふエコ通勤デーの積極的な取組を広げていくものである。

- (1) 公共交通機関の利用促進
- (2) 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制
- (3) 参加者の健康増進
- (4) 市民・事業所の公共交通の利用及び環境意識の向上

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「こうふエコ通勤デー」とは、各事業所においては、自家用車を利用した通勤から、公共交通機関、自転車及び徒歩等による通勤への転換を行うなど、より環境にやさしい交通手段への切り替えを推進及び実践する取組とする。なお、自家用車の相乗りによる通勤も含むものとする。
- (2) 「参加協力事業所」とは、「こうふエコ通勤デー参加協力事業所認定制度」の趣旨に賛同し、取組に参加協力する市内の事業所とする。
- (3) 「参加者」とは、参加事業所におけるすべての職（社）員とする。

(実施日等)

第3 毎週1回、原則金曜日に実施するものとする。

- 2 参加者は、「こうふエコ通勤デー」における通勤手段を、より環境にやさしい通勤方法への転換を実践するものとする。

(対象)

第4 対象は、市内の全ての事業所（官公庁、企業、団体、病院、学校等）とする。

(認定申請等)

第5 参加協力事業所は、「こうふエコ通勤デー参加協力事業所認定申請書（様式第1号）」（以下「認定申請書」という。）を交通政策課へ提出するものとする。

- 2 市長は、参加協力事業所に対し、「こうふエコ通勤デー参加協力事業所認定証（様式第2号）」（以下「認定証」という。）を交付する。
- 3 参加申請は協力事業所ごとに行うこととするが、営業所（支店、出張所等）単位での申請も可能とする。
- 4 参加協力事業所については、事業所名及び取組状況等を市のホームページ等に掲載し、広く紹介するものとする。

（認定の有効期間）

第6 認定の有効期間は、認定の日から起算して2年間とする。

（認定の更新）

- 第7 認定の更新を希望する参加協力事業所は、認定の有効期間が満了となる日の1カ月前までに、認定申請書に必要な書類を添えて更新を行うものとする。
- 2 市長は、前項の申請を受理したときの更新手続きについては、第5の規定に準じて行うものとする。

（申請内容の変更）

第8 参加協力事業所は、認定申請書の記載内容に変更が生じた場合、交通政策課へ変更内容を速やかに報告するものとする。

（認定の取下げ）

第9 参加協力事業所は、参加申請書を取下げるときは、交通政策課へ報告するものとする。

（取組状況の調査）

第10 交通政策課は、認定申請書提出時及び参加協力事業所認定期間中において必要があると認められる場合は、取組状況等の調査をすることができる。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、こうふエコ通勤デー参加協力事業所認定制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日より施行する。